

○ 農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・農林水産省令第七号）

改正案	現行
<p>（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）</p> <p>第二条 法第二条第六項第八号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区別に応じ当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 農林中央金庫 株式の交付を行う銀行（法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この条において同じ。）のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの（以下この項において「信託業務を営む銀行」という。）を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第四項に規定する子会社とする場合（同法第七十二条第七項の規定により内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（経営強化計画の提出）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項第五号に規定する員外監事とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 農林中央金庫の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。</p> <p>ロ その就任の前五年間農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社（農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において</p>	<p>（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）</p> <p>第二条 法第二条第六項第八号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区別に応じ当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 農林中央金庫 株式の交付を行う銀行（法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この条において同じ。）のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの（以下この項において「信託業務を営む銀行」という。）を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第三項に規定する子会社とする場合（同法第七十二条第四項の規定により内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（経営強化計画の提出）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項第五号に規定する員外監事とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 農林中央金庫の監事のうち、当該農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社（農林中央金庫法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。）の執行役若しくは使用人でなかつたもの</p>

て同じ。）、執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ 農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

二 農業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該農業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

ロ その就任の前五年間当該農業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（農業協同組合法第十一条の第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ 当該農業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

三 漁業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該漁業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

ロ その就任の前五年間当該漁業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ 当該漁業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

四 水産加工業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該水産加工業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

ロ その就任の前五年間当該水産加工業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第百条第一項

二 農業協同組合連合会の監事のうち、当該農業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該農業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（農業協同組合法第十一条の第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったもの

三 漁業協同組合連合会の監事のうち、当該漁業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該漁業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったもの

四 水産加工業協同組合連合会の監事のうち、当該水産加工業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該水産加工業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第百条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったもの

において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。)の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

ハ 当該水産加工業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

(法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第十七条 法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第十九条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画(法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。)(の実施期間の終了の日から三月以内(当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該農水産業協同組合に係る取得株式等(法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)(又は取得貸付債権(法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。))の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一 三 (略)

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第十七条 法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第十九条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画(法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。)(の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該農水産業協同組合が当該期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 三 (略)

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十一條 法第二十二條第一項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画(法第十六條第一項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該農水産業協同組合に係る取得株式等(法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一(三) (略)

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 協定銀行が現に保有する取得株式等(法第十條第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)及び取得貸付債権(同條第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。)のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十一條 法第二十二條第一項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画(法第十六條第一項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該農水産業協同組合が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一(三) (略)

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第四十三條 法第二十二條第三項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定により経営計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画(法第十六條第三項若しくは法第十八條第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される法第十六條第二項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。)又は経営計画(法第二十二條第三項又は第二十四條第五項の規定により提出したものを含む。以下「該実施期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで」)に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六條第三項又は法第十八條第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される法第十六條第二項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該農水産業協同組合に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

二 協定銀行が現に保有する取得株式等(法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)及び取得貸付債権(同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。)のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第四十三條 法第二十二條第三項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定により経営計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画(法第十六條第三項若しくは法第十八條第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される法第十六條第二項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。)又は経営計画(法第二十二條第三項又は第二十四條第五項の規定により提出したものを含む。以下「該実施期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで」)に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該農水産業協同組合が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)



附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にこの命令による改正前の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する者に該当する者を監事に選任している農林中央金庫、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の監事については、この命令の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、この命令による改正後の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。